

★与党(自民党・公明党)が令和4年度税制改正大綱を発表

令和3年12月10日(金)に令和4年度税制改正大綱が与党自民党・公明党から発表されました。今回は個人向け改正点の速報をご案内します。個人関連では、話題となっていた相続税・贈与税一体化の改正は今回は行われず、年末で期限を迎える各種特例の期限延長・内容見直しが目立つ改正点でした。

なお、本号は速報版のため内容に不十分な点がありますが予めご承知置き下さい。税制改正関連法案は1月の通常国会で提出の見込みです。皆様には今年一年間本当に大変お世話になりました。来年こそ新型コロナウイルスが一日も早く収束することを切に願うばかりです。皆様どうぞ良いお年をお迎えください。(長掛栄一)

◎令和4年度税制改正大綱に掲げられた個人関連の主な税制改正項目

税目	項目	内容	時期等																												
相続税 ・ 贈与税	相続税・贈与税のあり方	今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度のあり方を見直すなど、格差の固定化防止等の観点も踏まえながら、資産移転時期の選択に中立的な税制の構築に向けて、本格的な検討を進める。。	令和4年度での改正はなし。 令和5年度改正に向けて検討を進める。																												
	直系尊属から住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。 <table><tr><th></th><th>現行</th><th>改正案</th></tr><tr><td>消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等</td><td>省エネ等住宅:1,500万円 上記以外:1,000万円</td><td rowspan="2">省エネ等住宅 1,000万円 上記以外 500万円</td></tr><tr><td>上記以外の住宅用家屋の新築等</td><td>省エネ等住宅:1,000万円 上記以外:500万円</td></tr></table> 適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋であることを加える。 受贈者の年齢要件を18歳以上に引き下げる。		現行	改正案	消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	省エネ等住宅:1,500万円 上記以外:1,000万円	省エネ等住宅 1,000万円 上記以外 500万円	上記以外の住宅用家屋の新築等	省エネ等住宅:1,000万円 上記以外:500万円	令和4年1月1日（受贈者の年齢要件は令和4年4月1日）以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税に適用する。 住宅取得等資金の贈与に係る相続時精算課税制度の特例及び震災特例法の贈与税の非課税措置についても、同様の対応とする（非課税限度額に関する記載を除く）。																				
		現行	改正案																												
	消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	省エネ等住宅:1,500万円 上記以外:1,000万円	省エネ等住宅 1,000万円 上記以外 500万円																												
上記以外の住宅用家屋の新築等	省エネ等住宅:1,000万円 上記以外:500万円																														
適用期限の延長	非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長する。																														
所得税 ・ 住民税 ＝ 抜粋＝	住宅ローン控除制度	適用期限（令和3年12月31日）を令和7年12月31日まで4年延長するとともに次の措置を講ずる。 住宅の取得等をして令和4年から令和7年までの間に居住の用に供した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額（借入限度額）、控除率及び控除期間を次の通りとする。 <table><tr><th></th><th>居住年</th><th>借入限度額</th><th>控除率</th><th>控除期間</th></tr><tr><td rowspan="2">認定住宅</td><td>令和4・5年</td><td>5,000万円</td><td rowspan="8">0.7%</td><td rowspan="4">13年</td></tr><tr><td>令和6・7年</td><td>4,500万円</td></tr><tr><td rowspan="2">ZEH水準省エネ住宅</td><td>令和4・5年</td><td>4,500万円</td></tr><tr><td>令和6・7年</td><td>3,500万円</td></tr><tr><td rowspan="2">省エネ基準適合住宅</td><td>令和4・5年</td><td>4,000万円</td><td rowspan="2">10年</td></tr><tr><td>令和6・7年</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>令和4・5年</td><td>3,000万円</td></tr><tr><td>令和6・7年</td><td>2,000万円</td></tr></table>		居住年	借入限度額	控除率	控除期間	認定住宅	令和4・5年	5,000万円	0.7%	13年	令和6・7年	4,500万円	ZEH水準省エネ住宅	令和4・5年	4,500万円	令和6・7年	3,500万円	省エネ基準適合住宅	令和4・5年	4,000万円	10年	令和6・7年	3,000万円	上記以外	令和4・5年	3,000万円	令和6・7年	2,000万円	居住年が令和4年から令和7年となるものについて適用 ※中古住宅については以下の通り 認定住宅等 借入限度額 一律3,000万円 控除期間 一律10年 認定住宅等以外 借入限度額 一律2,000万円 控除期間 一律10年
		居住年	借入限度額	控除率	控除期間																										
	認定住宅	令和4・5年	5,000万円	0.7%	13年																										
		令和6・7年	4,500万円																												
ZEH水準省エネ住宅	令和4・5年	4,500万円																													
	令和6・7年	3,500万円																													
省エネ基準適合住宅	令和4・5年	4,000万円	10年																												
	令和6・7年	3,000万円																													
上記以外	令和4・5年	3,000万円																													
	令和6・7年	2,000万円																													

税目	項目	内容	時期等
所得税 ・住民税 ＝抜粋＝	住宅ローン控除制度（続き）	- 所得要件を2,000万円以下（現行3,000万円以下）に引下げ - 床面積40㎡以上50㎡未満である住宅用家屋で令和5年12月31日以前に建築確認を受けたものの新築等のものについても、控除期間のうちその年分の所得税の合計所得金額が1,000万円以下の年については特例の適用対象とする。 - 適用対象となる既存住宅（中古住宅）の要件について、築年数要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅の用に供する家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす。）であることを加える。	
	上場株式等の配当所得に関する課税方式	- 個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る課税方式を所得税と一致させることとする。 - 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用要件が所得税と一致するよう規定の整備を行う。	令和6年度分以後の住民税に適用
	特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	買換え資産が令和6年1月1日以後に建築確認を受ける住宅（登記簿上の建築日付が令和6年6月30日以前のものを除く。）又は建築確認を受けない住宅で登記簿上の建築日付が同年7月1日以降のものである場合の要件にその住宅が一定の省エネ基準を満たすものであることを加えた上で、その適用期限（令和3年12月31日）を令和5年12月31日まで2年延長する。	
	適用期限の延長	次の特例の適用期限を令和5年12月31日まで2年延長する - 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等 - 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等	
法人税 ＝抜粋＝	積極的な賃上げ等を促す措置	- 給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置の改組 青色申告書を提出する法人が、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、継続雇用者給与等支給額の継続雇用者比較給与等支給額に対する増加割合が3%以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の15%の税額控除ができる制度とする。ただし、控除税額は当期の法人税額の20%を上限とする。 - 中小企業における所得拡大促進税制について、税額控除率の上乗せ措置を一部見直しを行った上で、その適用期限を1年延長する。	令和4年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度
固定 資産税	土地に係る固定資産税の負担調整措置	令和4年度限りの措置として次の措置を講ずる 商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る）の令和4年度の課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%を加算した額（ただし、当該額が評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とする。	
登録 免許税 不動産 取得税 印紙税	適用期限の延長	次の特例の適用期限を延長＜一部抜粋＞ - 住宅用家屋の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限（2年延長） - 住宅用家屋の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（2年延長） - 住宅取得資金の貸付等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置（2年延長） - 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置（2年延長）	
納税環境 整備	財産債務調書制度等の見直し	現行の提出義務者のほか、その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が10億円以上である居住者を提出義務者とする。	令和5年分以後の財産債務調書に適用